

**【事業概要】 (事業再構築補助金第7回 公募要領から抜粋)**

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。

第6回公募からは、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者への重点的支援を継続しつつ、売上高減少要件の緩和などを行います。また、特に、ガソリン車向け部品から電気自動車等向け部品製造への事業転換のように、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ売上高減少要件を撤廃した新たな申請類型を創設することで、ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援していきます。

第7回公募からは、新型コロナの影響を受けつつ、加えてウクライナ情勢の緊迫化等による原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響により業況が厳しい中小企業等が行う、新型コロナをはじめとする感染症の流行など、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応した、危機に強い事業への事業再構築の取組に対し、新たな支援類型を創設し重点的に支援していきます。

補助金額	[通常枠]	中小企業者等、中堅企業等ともに 【従業員数20人以下】100万円～2,000万円 【従業員数21～50人】100万円～4,000万円 【従業員数51～100人】100万円～6,000万円 【従業員数101人以上】100万円～8,000万円
	[大規模賃金引上枠]	中小企業者等、中堅企業等ともに 【従業員数101人以上】8,000万円超～1億円
	[回復・再生応援枠]	中小企業者等、中堅企業等ともに 【従業員数5人以下】100万円～500万円 【従業員数6～20人】100万円～1,000万円 【従業員数21人以上】100万円～1,500万円
	[最低賃金枠]	中小企業者等、中堅企業等ともに 【従業員数5人以下】100万円～500万円 【従業員数6～20人】100万円～1,000万円 【従業員数21人以上】100万円～1,500万円
	[グリーン成長枠]	中小企業者等：100万円～1億円 中堅企業等：100万円～1.5億円
	[緊急対策枠]	中小企業等、中堅企業等ともに 【従業員5人以下】100万円～1,000万円 【従業員6～20人】100万円～2,000万円 【従業員21～50人】100万円～3,000万円 【従業員51人以上】100万円～4,000万円
補助率	[通常枠]	中小企業者等 2/3 (6,000万円を超える部分は1/2) 中堅企業等 1/2 (4,000万円を超える部分は1/3)

[大規模賃金引上枠]	中小企業者等 中堅企業等	2/3 (6,000万円を超える部分は1/2) 1/2 (4,000万円を超える部分は1/3)
[回復・再生応援枠]	中小企業者等 中堅企業等	3/4 2/3
[最低賃金枠]	中小企業者等 中堅企業等	3/4 2/3
[グリーン成長枠]	中小企業者等 中堅企業等	1/2 1/3
[緊急対策枠]	中小企業等 中堅企業等	3/4 (※1) 2/3 (※2)

(※1) 従業員数5人以下の場合500万円を超える部分、従業員数6～20人の場合1,000万円を超える部分、従業員数21人以上の場合1,500万円を超える部分は2/3)

(※2) 従業員数5人以下の場合500万円を超える部分、従業員数6～20人の場合1,000万円を超える部分、従業員数21人以上の場合1,500万円を超える部分は1/2)

補助対象要件 下記①、②の両方を満たすこと。(※3)

- ① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること等。(※4)
- ② 経済産業省が示す「事業再構築指針([https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo\\_saikoutiku/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html))」に沿った3～5年の事業計画書を認定経営革新等支援機関等と共同で策定すること。(※5)

(※3) 【大規模賃金引上枠】、【回復・再生応援枠】、【最低賃金枠】、【グリーン成長枠】、【緊急対策枠】については、①、②の他に補助対象要件を別途設けています。詳細については、4. 補助対象事業の要件を参照ください。また、【グリーン成長枠】、【緊急対策枠】については、①の要件は課されません。

**【最低賃金枠】は、加点措置を行い、【回復・再生応援枠】に比べて採択率において優遇されます。**

(※4) 売上高に代えて付加価値額を用いることも可能です。詳しくは、4. 補助対象事業の要件を参照ください。

(※5) 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0% (【グリーン成長枠】については5.0%) 以上、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0% (【グリーン成長枠】については5.0%) 以上の増加を見込む事業計画を策定する必要があります。また、補助金額3,000万円を超える案件は、認定経営革新等支援機関に加え、金融機関(ファンド等を含む。金融機関が認定経営革新等支援機関であれば当該金融機関のみで可)と事業計画を策定する必要があります。認定経営革新等支援機関や金融機関は、事業所の所在地域にある必要はございませんので、任意の機関を選定ください。なお、複数の事業者が連携して申請する場合には、認定経営革新等支援機関と共同で事業計画を策定することは任意となります(補助金額が3,000万円を超える事業者については、それぞれの事業者単位で金融機関と共同で

事業計画を策定することが必要となります）。

### 【公募期間】

公募開始：令和4年7月1日（金）

申請受付：調整中

応募締切：令和4年9月30日（金）18：00

### 【申請方法】

- 申請は、電子申請システムでのみ受け付けます。入力については、電子申請システム操作マニュアルに従って作業してください。入力情報については、必ず、申請者自身がその内容を理解し、確認の上、申請してください。
- 本事業の申請には、GビズIDプライムアカウントの取得が必要です。未取得の方は、必ず、利用登録を行ってください。同アカウントは、事業者情報の再入力の手間を省くため、採択後の手続きにおいても使用いただけます。

### 【注意事項】（応募申請の手続きの前に必ずご一読ください）

- 本事業は、中小企業等の事業再構築への挑戦を後押しし、新たに取り組む事業の付加価値額を高めることを支援するものであり、申請者は事業計画の作成、実行及び成果目標の達成に責任を持って取り組んでいただく必要があります。
- 本事業では、提出いただいた事業計画を外部有識者からなる審査委員会が評価し、より優れた事業計画を採択します。申請前に、書類に不備や不足がないことを必ずご確認ください。不備がある場合（例えば、中堅企業等であるにも関わらず、通常枠に補助率3分の2の事業計画を提出等）は、審査できないことがあります。採択発表後、審査委員会による個別の評価結果の詳細はお答えいたしかねますので、ご了承ください。
- 本事業は、令和4年にさらに1回程度の公募を予定しています。
- 採択結果は、申請いただいた事業計画に記載のある金額の全額に対して、補助金の交付決定を保証するものではありません。採択決定後に「補助金交付申請」をしていただき、その経費等の内容を事務局で補助対象経費として適切なものであるかどうかの精査を行います。必要に応じて、事業者には照会・連絡等を行った上で、補助金交付額を決定し、通知いたします。精査の結果次第では、交付決定額が、応募時に計上している補助金申請額から減額となる場合もあります。なお、交付決定額は、採択決定時点の補助金申請額を上回ることではできませんのでご注意ください。
- 事業計画の検討に際して外部の支援を受ける場合には、提供するサービスの内容とかい離した高額な成功報酬等を請求する悪質な業者等にご注意ください。認定経営革新等支援機関及び申請書の作成を支援した外部支援者がいる場合は、事業計画書の「事業計画書作成支援者名」「作成支援報酬額」の欄に当該事業者名及び当該事業者を支払う報酬の内容（成功報酬の場合は、採択時に支払う金額）と契約期間を記載してください。申請支援の実態に関する調査を実施するとともに、トラブルが起きた場合の通報窓口を設置し、不適切な行為と認められる事案をとりまとめ、公表します。当該支援者が認定経営革新等支援機関である場合には、業務改善命令や認定取り消しに至る可能性があります。

（不適切な行為の例）

- ・ 提供するサービスの内容とかい離した高額な成功報酬等を申請者に請求する。
- ・ 金額や条件が不透明な契約を締結する。中小企業等に対して強引な働きかけを行う。
- ・ 申請書に虚偽の内容の記載を教唆する、又は、作成支援者名を記載しないように求める。

（申請支援の実態に関する調査結果）

申請した事業者の支援者のうち、約2／3が報酬なしでの支援を行っています。

認定経営革新等支援機関の報酬の状況についてはこちらをご覧ください。